

認可外保育施設等をご利用の  
保護者のみなさま  
どの保育施設にも在籍していない  
子どもの保護者のみなさま

川西市入園所相談課

## 幼児教育・保育の無償化に係る手続きについて

令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化により、やむを得ない理由で、認可保育所や認定こども園等を利用できず、認可外保育施設に通われているお子様、もしくはどの保育施設にも在籍されていないお子様で、家庭において必要な保育を受けることが困難な方については、「保育の必要性の認定（新2号認定、新3号認定）」を受けられた場合、認可外保育施設や一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用料が無償化の対象となります。（行事費や給食費などは原則負担）

つきましては、新2号・新3号の認定手続きをされる方は、提出書類を封筒に入れ密封するなどし、施設にご提出ください。施設でとりまとめをされていない場合は、直接、入園所相談課に認定希望月の前月15日まで（必着・休日の場合は前開庁日）にご提出ください。期限を過ぎますと、原則翌々月からの認定となります。

### 1 無償化の対象者・金額、必要な提出書類

#### ① 新2号認定の方

【対象者】3歳児から5歳児

【金額】保育料（月額上限3万7,000円まで）

【提出書類】・新2号・新3号認定子ども用「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」と保育の事由に応じて必要な添付書類（4を参照）※添付書類は父母ともに必要  
・「認定様式その9」（認可保育所、認定こども園等の利用申込みをしていない方）

#### ② 新3号認定の方

【対象者】0歳児から2歳児で住民税非課税世帯

【金額】保育料（月額上限4万2,000円）

【提出書類】・新2号・新3号認定子ども用「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」と保育の事由に応じて必要な添付書類（4を参照）※添付書類は父母ともに必要  
・「認定様式その9」（認可保育所、認定こども園等の利用申込みをしていない方）

### 2 無償化の対象施設

無償化となる認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の対象施設については、市のホームページでご確認ください。

（市公式ホームページから トップページ>暮らし・手続き>子育て>幼児教育・保育の無償化>無償化対象施設一覧）【ページ番号：1019802】

### 3 給付認定の区分

認定区分	対象者	主な利用先
新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過したお子さんで、 保護者の就労や病気などの理由で、 <b>家庭において必要な保育を受けることが難しい方</b> (例) 両親が共働き(もしくはひとり親で働いている)や病気などの世帯で、ご家庭でお子さんを保育することが難しい場合	預かり保育事業 認可外保育施設 一時預かり事業 病児保育事業 ファミサポ事業
新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にあるお子さんで、保護者の就労や病気などの理由で、 <b>家庭において必要な保育を受けることが難しい方のうち、住民税非課税世帯の方</b> (例) 両親が共働き(もしくはひとり親で働いている)や病気などの世帯で、ご家庭でお子さんを保育することが難しい場合	

### 4 保育を必要とする事由と必要な書類

事由	事由の説明	必要書類の例
① 就労 月64時間以上就労 している	常勤・パートタイム等	就労証明書(勤務先が記入)
	内職	就労証明書(内職の委託元が記入)と業務の計画表、予定表など
	自営業、農業	就労証明書(保護者自身が記入)と確定申告書のコピー(開業初年度などで提出できない場合は、開業届・営業許可書のコピー)
② 妊娠、出産	保育を必要とする理由が、妊娠・ 出産(産前8週・産後8週)	母子健康手帳(表紙と出産予定日が記載されたページのコピー)
③ 保護者の疾病・ 障がい	保育を必要とする理由が、保護者の 病気・障がい	次の㉗㉘のいずれか ㉗ 診断書(病名、治療期間、保育ができない状態かどうか等を明記) ㉘ 障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)のコピー
④ 親族の看護・介護	保育を必要とする理由が、親族の 看護、介護	申立書と看護、介護が必要な人の㉗～㉚の いずれか ㉗ 診断書(病名、治療期間、介護の必要性等を明記。市所定の用紙に記入) ㉘ 障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)のコピー ㉙ 介護保険被保険者証のコピー ㉚ 療養施設の在園証明書(川西さくら園など)
⑤ 災害復旧	災害の復旧のため児童の保育がで きない	申立書とり災したことがわかる書類(り 災証明書)

⑥ 求職活動（起業準備含む）	就業に向けて求職活動を行なっている（最大90日間）	求職活動状況申立書
⑦ 就学、職業訓練	就学（職業訓練校など、将来就労につながる就学を含む）している	申立書と在学証明書、受講証明書など、受講時間と在学期間が確認できる資料
⑧ 虐待やDVの恐れがある		申立書
⑨ 育児休業を取得して育児中	育児休業取得前に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合（育児休業に係る子どもが1歳なる年度末まで）	育休期間が明記された就労証明書 ※入所時点で育児休業を取得されている場合は、認定を受けられません。
⑩ その他	上記と同様な状態であると市が認める場合	市が必要と認める書類

※ 必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合があります。

※ 必要な添付書類の様式は、市ホームページにも掲載しています。ダウンロードしてご使用ください  
（市公式ホームページから トップページ>暮らし・手続き>子育て>保育所・認定こども園（2・3号認定）小規模保育事業所>保育施設（2号・3号および新2号・新3号認定）などの申し込み添付書類）【ページ番号：1000648】

お問い合わせ

川西市教育推進部入園所相談課

TEL 072-740-1175